

(3) 日を定めて実施する運動

運 動 名	実 施 日	内 容
交通事故ゼロの日 高齢者交通安全の日	毎月 10日 20日 30日	「交通事故ゼロの日・高齢者交通安全の日」実施要綱に基づき実施する。
車の運転自粛の日		「あなたが主役の交通安全県民運動」実施要綱に基づき実施する。

(4) そ の 他

大 会 名	実 施 日	内 容
焼津市暴力追放・ 交通安全市民大会	平成22年 8月下旬 開 催 予 定	「焼津市暴力追放・交通安全市民大会」開催要綱に基づき実施する。
自転車の安全な乗り方大会 ～高齢者自転車大会～	平成22年9月下旬 開 催 予 定	「自転車の安全な乗り方大会」開催要綱に基づき実施する。
焼津市交通安全 こども自転車大会	平成22年12月16日(木) 開 催 予 定	「焼津市交通安全こども自転車大会」開催要綱に基づき実施する。

2 運動の進め方

(1) 焼津市交通安全対策協議会傘下の各団体は、交通安全運動が真に市民総ぐるみの運動として展開されるよう、相互の連携を密にして、それぞれの組織の特性と実情に応じた推進体制の強化を図る。

(2) 各季の運動の実施にあたっては、県の「実施要綱」に基づき実施計画を作成し、幹事会において承認された後、各団体へ通知、協力要請を行う。

